

# 法令 No.2 許可, 届出

## 第 50 回 (2005 年)

問 5 使用の許可等に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 表示付特定認証機器のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
  - B 放射線発生装置のみの使用をしようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
  - C 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
  - D 密封された放射性同位元素及び表示付認証機器を業として販売しようとする者は、販売所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 1 ACD のみ    2 AB のみ    3 BC のみ    4 D のみ    5 ABCD すべて

問 6 「管理区域に係る線量等、実効線量限度、等価線量限度、空气中濃度限度、しゃへい物に係る線量限度、排気又は排水に係る放射性同位元素の濃度限度等、廃棄に従事する者に係る線量限度、一時的立入者の測定に係る線量、内部被ばくによる線量の測定、実効線量及び等価線量の算定、緊急作業に係る線量限度の規定については、線量、実効線量又は等価線量を算定する場合には、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを( A )、かつ、( B )を受けるための被ばく及び( C )による被ばくを( D )ものとし、空气中又は水中の放射性同位元素の濃度を算定する場合には、空气中又は水中に自然に含まれている放射性同位元素を除いて算出するものとする。」

診療上の被ばくの除外等に関する上記の文章の( A )～( D )に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- |   | ( A ) | ( B ) | ( C ) | ( D ) |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 1 | 含め    | 診療    | 自然放射線 | 除く    |
| 2 | 除き    | 健康診断  | 宇宙線   | 含む    |
| 3 | 除き    | 診療    | 宇宙線   | 除く    |
| 4 | 含め    | 健康診断  | 自然放射線 | 含む    |
| 5 | 含め    | 診療    | 人工放射線 | 除く    |

問 13 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 表示付認証機器の使用をする者は、当該表示付認証機器の使用の開始の日から 30 日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 表示付特定認証機器の使用をする者は、当該表示付特定認証機器の使用の開始の日から 30 日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 放射線発生装置を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 密封されていない放射性同位元素の詰替えをしようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

- 1 A と B    2 A と C    3 A と D    4 B と C    5 B と D